

## フーヴァー——大統領の不況対策（二二三）

尾 上 一 雄

本号では、前号の初めに述べておいたように、第七十二議会第一会期中における不況克服のためのフーヴァーの努力の成果の総合的効果を考察するとともに議会のその会期中における彼の不況対策——それが議会の反対や妨害によって満足に実施されなかつたばかりでなく、効果が削がれるようなことが付け加えられたものもあつたが、彼が提案し或いは実施しようとした不況対策——を総合的に見て欠陥と認めなければならないことを考察する予定であつたが、それは次号に譲り、前々号（第六十五号）の中で大不況という緊急事態と直接関係のないものであつたが議会のこの会期中に行われた建設的な立法の一つとして触れたノリス・ラガーディア労働争議差止命令禁止法（Norris-LaGuardia Anti-Injunction Act）——この法律の制定にフーヴァーが積極的に貢献した証拠はないと述べたが——に対する彼の態度と、第六十三号で触れた「ボーナ・アーミー」（“Bonus Army”）、「ボナス・マーチ」（“Bonus March”）或いは「ボナス遠征軍」（“Bonus Expeditionary Force” = “BEF”）と呼ばれたものに対するフーヴァーの処置について述べておきたい。前者は彼の不況対策自体とは直接関係がないと思われるにしても、大不況期における労働政策を考察する時見落としてはならないものであるばかりでなく、一九一

フーヴァー大統領の不況対策 (二十三)

四年のクレイトン独占禁止法 (Clayton Antitrust Act) の労働に関する条項の不備を補い州際・国際通商に影響を及ぼす労働争議に合衆国裁判所が差止命令を発することを厳しく制限し、労働者に殆ど無制限に近い罷業権<sup>ストライキ</sup>を認められたものとして(後に一九四七年にタフト・ハートリー法<sup>Taft-Hartley Act</sup>によってかなり制限されることになるが)注目されるべきものであり、そのような立法に対するフーヴァーの態度を見ることは彼の不況対策の根底にあった彼の政治・経済思想を理解するのに必要と思われるからである。また、後者は、彼が強く反対していた世界大戦帰還軍人収入差額調整法 (World War Adjusted Compensation Act or Soldiers' Bonus Act) による養老保険金として一九四五年に支払われることになっていた特別補償金<sup>特別補償金</sup>を不換紙幣の発行によって即時全額支給するという法案に関係のあることであり、それに対するフーヴァーの処置が不当なほどの非難を受けたことであるため、第六十三号で「後に」と述べておいたように、それについても論及しておきたいからである。

本題一〇二二において既に注に掲げたことがある参考文献を更に本号で掲げる場合、最初に掲げる時には著者名あるいは編者名(書名から見て明らかかなもの或いは示す必要がないと認められるものは除く)および書名を明記したが、出版社名、発行年等は省略した。

一

まず、ノリスラガーディア労働争議差止命令禁止法の制定におけるフーヴァーの態度についてであるが、それに入る前に「差止命令」(injunction)特に労働争議差止命令と右の法律が制定されるまでのそのような命令の発令を制限あるいは禁止する企てについて少しく述べておく必要があるだろう。

「差止命令」(injunction)とは一般的には他の人にその個人的権利あるいは財産を侵害することによって損害を与える行為をやめるようまたは差し控えるよう或いは——そのような行為がなされた場合にはその結果を除去するため——一定の行為を行うよう命じる裁判所によって発せられる衡平法(公平・正義に基づいてコモン・ローの欠点・限界・非融通性を補充・矯正するため、イギリスに発達し、アメリカにも受け継がれた法規範の体系)に基づいた命令で、その命令は現に行われている或る行為をやめるようまたは一定の行為を行うよう強制するものか或る行為が行われることを予防するかのいずれであってもよく、その命令の違反は法廷侮辱罪に問われ、罰金または投獄もしくはその両方の刑に処せられることになっているが、いまここで取り上げるのは財産や権利に損害を及ぼし或いは侵害するものと判断してストライキ、他のものをストライキに参加するよう強いること、ピケを張ることなどの労働争議行為に対して裁判所が発する差止命令である。それによってアメリカの労働者は——労働者の団結は普通法(common law)によって禁止されている不法共謀(conspiracy)に該当するものとされていたが、一八四二年にマサチューセッツ州最高裁判所が労働組合を合法的な団体と認める判決を行って以来、次第に他の州においても労働者はその権利を認められるにいたつていたとはいへ——争議行為がきびしく制約されたばかりでなく、「いくつもの州の間での……取引あるいは通商を抑制するあらゆる契約、トラストあるいはその他の形での結(コンピレンション)合または共同謀議は非法法のもの」と宣言した一八九〇年のシャーマン独占禁止法(Sherman Antitrust Act)が一八九四年のプルマン・ストライキ(Pullman Strike)プルマン豪華特別車製造会社で労働者の賃金引き下げが行われたためシカゴで起こしたが、アメリカ鉄道労働組合[American Railway Union]による仲裁の提議を同社が拒否し、同組合はプルマン社製造の車輛の操車、連結を禁じる指令を発し、二十七州にわたる鉄道労働者のストライキに発展することになった)に適

用され、同法の規定による差止命令が発せられ(その命令に違反したアメリカ鉄道労働組合の会長ユージーン・V・デブズは法廷侮辱罪で投獄された)、そのような措置は翌年合衆国最高裁判所によって支持された。<sup>(1)</sup>一九一四年のクレイトン独占禁止法 (Clayton Antitrust Act) は、「シャーマン法の欠陥を補い、独占形成に役立つような株式会社等の慣行や契約の取締りを強化した一方で、「人間の労働は財貨や商品ではない」と宣言し、独占禁止法は労働組合の存在と活動およびその個々の組合員の正当な目的の遂行を禁止すると解釈されるべきではないとし労働組合とその組合員たちは独占禁止法アンチ・トラスト・アクトによって禁止される非合法的結合「体」あるいは共同謀議に該当しないと規定するとともに、雇用条件に関する労使間の争議の際には、その申請を行うものの側の財産もしくは財産権に対する法律上適切な救済手段のない回復できない損害が与えられることを防止するために必要でなければ、いかなる連邦(合衆国)裁判所あるいはその裁判官も差止命令あるいは差止命令を発することができないことにし、ストライキ、争議中であることの宣伝、他のものに対するスト参加の勧説、争議状態にある使用者の製品の購入・取扱い・使用をやめたり、やめさせようとする努力(ボイコット)は合衆国の法律に違反するものではないと認め、アメリカ労働総同盟(AFL)の会長サミュエル・ゴムパースはそれを「労働「者」の大憲章マグナ・カルタ」と呼んで賞賛したが、それもまだ十分に労働者の争議権を認めたものではなかったし、労働者に組合に加入する自由も保障してもいなかったことがやがてわかるのである。

クレイトン独占禁止法は「その申請を行うものの側の財産もしくは財産権に対する法律上適切な救済手段のない回復できない損害が与えられることを防止するために必要でなければ」いかなる合衆国裁判所あるいはその裁判官も労働争議に対して差止命令あるいは差止命令を発することを禁じたが、そのような必要があれば差止命令

あるいは差止命令を発することができるのであり、「財産もしくは財産権に対する法律上適切な救済手段のない回復できない損害」とは実際どのようなものか、更にそのようなことを「防止するために必要」とは実際そのようないことが加えられる危険がどの程度ある時そう認められるかということは申請を受けた裁判所の裁判官の判断にまかされていたのである。その上、一九二二年に、最高裁判所はクレイトン独占禁止法は取引を抑制する共同謀議のため労働組合に対して発せられる差止命令から労働組合を保護するものではなく、第二次ボイコット(労働争議中の労働者の働きかけに応じその争議の相手方の会社あるいは使用者に対してそれと取引のある自分が働いている会社あるいは自分の使用者から圧力をかけさせるために労働組合員が申しあわせて自分の会社あるいは使用者の製品の購入・取扱い・使用をやめること)を適法と認めていない、という判決を行つ、(Duplex Printing Press Co. v. Deering 訴訟事件)、労働者を保護することについてクレイトン独占禁止法は事実上骨抜きにされてしまったのである。更にクレイトン独占禁止法は黄犬契約 (yellow-dog contract) 被用者が労働組合に加入しないかまたは脱会するかということを用用条件とする労使間の口頭または文書による契約で、従業員がこれに反すれば解雇される)を禁じていなかった。労働組合は合法的な団体と認められていても、その争議行為は大きな制約を受け、個々の労働者の組合加入の自由も制約を受け、労働組合はその力を發揮することも増大させることも妨げられていたのである。

このような事情の下で、一九二二年にはミネソタ州選出のトマス・D・シャール下院議員(共和党。一九二五年三月から一九三五年に死ぬまで上院議員)が労働組合を差止命令発令処置から免除するようクレイトン独占禁止法を修正する法案を提出し、翌一九二三年には同じミネソタ州選出のヘンリック・シップステッド上院議員(歯科医、同州グリーンウッド市長、州下院議員などを経て一九二二年に農民・労働党公認候補として上院議員に当選し、一九二三年三月

から一九四七年一月まで上院議員を勤めたが、一九四〇年には共和党公認候補として当選した)が労働争議を含む或いはそれから生じる事件における司法権の濫用を防止する法案を提出し、類似の法案がケンタッキー州選出のロバート・ヤング・トマス・ジュニア下院議員(民主党)やミネソタ州選出のクヌート・ヴェファルド(ノルウェー生まれ、製材業者。農民・労働党员)によって提出されたが、それらの法案はすぐに葬り去られてしまっていた。しかし、それらとそれらに続いて提出された法案が一九三二年にノリス上院議員(既に述べたように、ネブラスカ州選出、革新主義的共和党員)とラガーディア下院議員(既に述べたように、ニューヨーク州選出、革新主義的共和党員)一九二五年三月―一九二七年三月には社会党所屬の下院議員)によって提出された労働争議差止命令禁止法案が審議されるようになるまでにこの問題の重要性を議員たちに認識させるに役立ったのである。特に、一九二七年十二月にはシッpstedd上院議員がアメリカ国際海員組合(International Seamen's Union of America)の会長アンドルー・フェアルセスによって起草された衡平法裁判所の管轄権を有体の譲渡可能の財産にかかわる訴訟事件に制限する法案を提出し、その百語にも満たぬ非常に短い法案が上院の司法委員会に付託され――それを先ず審議するため同委員会の小委員会の委員長がジョージ・ノリスであり、以後労働争議差止命令を制限あるいは禁止する問題について彼の活躍が目立って来るのである――、翌年二月上旬から十二月中旬まで同法案に関する聴聞会が開かれ、経済学者や法律家の意見を容れた小委員会によるそれに代わる法案が作成され、いずれも一たん葬られた後、一九二九年十二月にシッpstedd上院議員は二年前の法案と事実上同じ法案を再び提出したのに対し、司法委員会の小委員会は先に作成した代わりの法案を若干修正して司法委員会に提出したが、後者も司法委員会による賛成の報告は得られなかった――しかし、後者こそ、全国市民連盟(National Civic Federation)アメリカ

労働総同盟、アメリカ市民自由同盟 (American Civil Liberties Union) 一九三一年一月の初め、レクスファッド・G・タグウェル、ジョン・デューイなどの著名人を含む四〇〇名の会員を持つ議会にあらゆる援助を集中するための労働争議差止命令に関する全国委員会を組織したことを声明した<sup>(6)</sup> などの支持を受け、一九三一年十二月に第七十二議会第一会期が開かれるとすぐノリス上院議員によって提出された法案と本質的に同じものだったのである。<sup>(6)</sup>

この間に国民の間でこの問題に対する関心は高まって来ており、一九二八年に開かれた共和党の全国大会で採択された政策綱領の中で「われわれはいくつかの場合に労働争議における差止命令は濫用され立法のための重要な問題を起こしたと信じている」と述べられ、同年の民主党の全国党大会で採択された政策綱領の中で「……(b)労働は商品ではない。人権が擁護されなければならない。労働は独占禁止法 (anti-trust laws) の施行から免除されるべきである。(c)われわれは立法部のおよびその他の調査が労働争議における差止命令の発令に重大な濫用があつたことを示したということを認める。差止命令は、回復できない損害を与えられるおそれがあるということの証拠に基づく以外および警告と審問の後にでなければ認められるべきでなく、差止命令は回復できない損害を直接与えるおそれがある行為に限定されるべきである。差止命令に関する現在の弊害を除去するためのプランを考え出そうとする資本家、労働者および法曹界の代表者の明白な意図は援助されなければならない、これらの目的を達成しようとする法律がつくられ制定されるべきである」と述べられていた——しかし、どちらの政党のその中でも黄犬契約については触れられていなかった。<sup>(6)</sup> 更に、特にシッフステッドが所属していた農民・労働党や社会党の政策綱領は一そうはつきりと「労働争議における差止命令の使用の廃止」を掲げていた。<sup>(7)</sup> 階級政党ならぬ国民政党、共和・民主の二大政党の政策綱領は広く国民の要求を示しているものであるので労働

争議における差止命令の濫用の禁止は国民の間で無視できない要望になっていたと認められるだろう。

一九三二年十二月に第七十二議会第一会期が開かれるとすぐノリス上院議員によって提出された法案——それは先にノリスを委員長とした小委員会によって作成された法案——それは本委員会で七名の委員の賛成を得、七名の委員の反対を受け三名の委員は賛否いずれの投票も行わなかったため司法委員会は反対の報告を提出し、前年、前の会期で上院で葬られたものと本質的に同じものであったが——は、聴聞会は開かれず、一九三二年一月二十五日までには簡単な意見書を提出することが関係者に許されただけで、司法委員会によって一一対六で承認され、司法委員会は二月四日に賛成の報告を上院に提出した。その頃までに、クレイトン独占禁止法の労働者保護に関する規定の欠陥を十分に補い労働争議における差止命令の濫用を禁止すべきであるという主張がますます高まって来ていた。上院はまじめにその法案と取り組み、議員の出席は異常なほど良く、多くの議員はその問題に殆んど意見を述べず、大して重要でない補足的な修正が加えられただけで、その法案は早くも三月一日に七五対五という賛成者の圧倒的多数で上院によって承認された。<sup>(8)</sup>

一方、ラガーディア下院議員は——彼は一九二八年に彼の最初の労働争議差止命令禁止法案を提出していたが——、一九三一年にはノリス上院議員と協力し、第七十二議会第一会期が開かれるとすぐノリス上院議員が上院に提出したのと同じ法案を下院に提出した。司法委員会は一九三二年二月二十五日にそれに関する聴聞会を短時間行つた後、三月二日にそれに賛成する報告書を下院に提出し、本会議場においてその法案について活発な討議は行われず、党派的な反対も行われず、労働者は他の人々に与えられていない特権を与えられるべきではないという理由で労働争議における差止命令の使用を弁護したペンシルヴェイニア州選出のジェイムズ・M・ベック下



院議員（共和黨員。弁護士出身。一九二七年に下院議員になる前、一九二二年にハーディング大統領に任命されて一九二五年に辞職するまで法務次官を勤めた）の反撃——彼は「労働争議を処理するこの方法よりもっと人道的で親切な方法があり得るか？ 裁判所は……彼（労働者）に彼の雇い主の財産に害を与えることと彼の雇い主のために他の労働者たちが働く自由（を妨げること）を差し控えるよう命令するだけである」と述べ、その法案が通過し差止命令の発令が殆ど禁止されることになるなら産業界の無政府状態が生じると予言していた——以外注目すべき反対はなく、司法委員会の提案に若干修正が加えられただけで、ラガーディアの法案は三月八日に三六二対一四という圧倒的な賛成者多数で下院を通過した<sup>(9)</sup>。この年が選挙の年であったことも忘れられてはならない。

最初に提出されたノリスの法案とラガーディアの法案は同一のものであったが、上院と下院でそれぞれ少しずつであったにしても修正されたため、上院と下院で承認された法案は両院協議会にかけられ、相違点が調整され、両院協議会の報告書が上下両院に送付され、下院は三月十七日にそれを僅か一〇分間の討議の後に、上院は翌日三〇分間の討議の後に承認し（いずれも何名のものが賛意を表明したか記録は取られず賛成者多数で可決<sup>(10)</sup>）、ノリス・ラガーディア労働争議差止命令禁止法案と呼ばれるものが議會を通過し、フーヴァーのもとに彼の署名を求めて送付されることになったのである。それは、この法律の規定に厳密に従って発せられる場合以外は、ストライキを行うこと、他の人びとにストライキに参加するよう勧めること、ストライキを援助するために労働組合の資金を用いること、ストライキを行っていることを広告すること、或いはストライキを促進するために演説を行い、監視し、集会を行うことについて連邦（合衆国）裁判所が労働者に対して差止命令を発することを禁止し、雇い主は彼が現に行われているストライキを解決するため相応な努力を行ったということ或いは彼に対して非合法

な行為が行われるおそれがあるか行われたということ、または、若し「ストライキが」禁止されなければ、ストライキが彼に相当なそして回復できない損害を生ぜしめるだろうと示すことによって差止め命令を獲得することができることにし、雇い主は予備的な差止め命令が彼が示した誤まった根拠に基づいて発せられるなら労働者に損害を補償するという保証を公示しなければならぬとし、差止め命令に違反した同盟罷業者に対する法廷侮辱訴訟に際して彼等は差止め命令を発した判事以外の判事のもとで陪審裁判を受ける権利を与えられることとするとともに、労働者には争議に関する事実を公表宣伝するのに暴力や詐欺手段を用いたりすることを慎むよう要求したが、従業員が組合に加入したり組合にとまったりしないという契約(それに違反すると解雇される) Ⅱ 黄犬契約は合衆国の公共政策に反するものであり、連邦裁判所で強制できないものと宣言していた。<sup>40)</sup>

ラガーディアの法案が下院で圧倒的な支持を受けたのに対し、それに最も強く反対していたベック下院議員はその法案を通過させることで「議会はモスコーに向かって長い道のりの行進」を行おうとしていると非難したとニューヨーク・タイムズは報じているが、<sup>42)</sup> ミシガン州選出のアル・C・ミッチナ下院議員(共和党)のような労働者に特に好意を持っていたと思われるものも「アメリカ労働総同盟はわが国民のうちの他のどの集団あるいは階級「のもの」よりもこの不況中に平穏と秩序を維持するのに貢献した」ので労働者は恩賞を受けるのに値すると信じ、他の多くの議員たちも「労働者の従順さと共産主義に反対していることに対する賞賛の賛歌に加わった」のだとハリス・ゲイロード・ウォーレン教授は述べて、ラガーディアの法案だけでなく、ノリスの法案もそのような雰囲気の中で、賛成者の圧倒的な多数で——前記のように原法案にそれぞれ少しずつ修正が加えられたが——承認された理由を示している。<sup>43)</sup> では、モスコー Ⅱ 共産主義嫌いのフーヴァーはそれらの法案とノリ

スーラガーディア労働争議差止命令禁止法案にどのような態度をとったか。ノリス上院議員は、二月二十三日に彼の法案が上院で討議されることになった時、フーヴァーが彼の法案に冷淡な態度をとっているという非難をこめて——彼がフーヴァーと特に電力問題について激しく対立していたことを想起されたい——次のように述べている。「この提案された立法は現政権の援助を受けたことがありません。しかし、他方で、一般的にこの立法に對する反対は現政権と密接に提携していると認められるものたちから起つて来たと言つていいのであります。」

確かにフーヴァーが、大統領としても、個人としても、ノリス上院議員が提案したその立法のために援助を与えたという証拠は見いだすことができない。しかし、——院内では正統派共和黨議員、院外では「雇い主」階級から反対があり、ノリス議員は彼の法案が上院本会議で審議されるようになるまで苦勞をかさねて来ていたことも事実であり、それらの反対者はフーヴァー共和黨政権と密接に提携していると認められて然るべきものである。ラグーディアの法案に對しては、フーヴァーがその立法に反対した証拠も見いだすことができない。ラグーディアの法案に對しても同様である。ノリスの側に立ち彼の功を高く評価しようとする彼の礼賛者たちは、一九三一年十二月に彼が提出した法案と本質的に同じであつた前年彼の小委員会が作成した法案に前記のように上院司法委員会が賛成する報告書を提出することができなかった時、司法委員会がその法案の合憲性についてミッチェル法務長官に問い合わせる票決を行ったのに対し法務長官はその問題をしばらく考えたのち司法委員会の要求に應じることを断つたことを示し、フーヴァー政権は非協力であつたと言いたいであろう。ミッチェル法務長官がそうした時、彼はフーヴァーの意向に従つてそうしたのだということを、われわれが調べた限り、誰も示していないが、ミッチェル法務長官が上院司法委員会から正式に意見を求められた時、彼は彼の意見を述べることについて大統領の意

向をただしたと考えるのが妥当だろう。アメリカでは閣僚は議会に責任を負うものではなく、大統領に対して責任を負う大統領直属の事務官<sup>II</sup>秘書<sup>II</sup>部下であるからである。それなら、法務長官は大統領の意向に則して彼の意見を上院の委員会に伝えることを断つたと考えられるだろう。そうだったとすれば、ミッチェル法務長官の意見とフーヴァーの考えはどんなものだっただろうか。そのことを考える時考慮すべきことは、ノリスの法案に対して議会(この場合は上院)を通じて表わされた国民の支持は一九三三年の春におけるものとはまだ程遠く輿論の圧力を気にする必要はなかっただろうということと、一九二八年の共和党の政策綱領<sup>III</sup>の中で述べられた労働者および労働問題に関しての「公約」はその法案に盛り込まれているほどの大きな権利あるいは独占禁止法適用の免除<sup>II</sup>裁判所の権利の制限を含むものではなかったということであるが――、ミッチェル法務長官は後に(一九三三年三月)議会を圧倒的支持の下で通過したノリス・ラガーディア労働争議差止命令禁止法案の合憲性についてフーヴァーから意見を求められた時に後に触れるように書面をもって至極あいまいな回答を与えたことから推察されるだろうように、その合憲性について疑問を持っており、一九三〇年にはまだその合憲性の疑義についてはっきり述べることはできなかったはずなのに回答を避けたのは、フーヴァーが抑えたからではないか。フーヴァーは「法案(ノリス・ラガーディア労働争議差止命令禁止案)の広範囲にわたる規定が気に入らなかった」とウォーレン教授も観察しているが、その通りだっただろう。「しかし彼は致命的な異議を差し挟まなかった」と右の言葉に続いて同教授は述べている。フーヴァーが、そのような法案に異議を、致命的なものであれ、ちよつとしたことであれ、差し挟んだということを示しているものはいない。フーヴァーは、後に示すように、労働者を裁判所の差止命令の濫用から保護し、組織労働者を援けようとしたものであった。しかし、彼はそれ程「広範囲にわたる規定」を

持ち労働者を差止命令の濫用から保護するだけでなく労働者に事実上殆ど無制限と言つていい程のストライキその他の争議行為を行う特権を与え、取引を抑制することにはならないはずの労使間の「契約の自由」に干渉し（黄大契約を違法としてはいなかったが、「どの合衆国裁判所においても強制できない」と宣言した）、裁判所・裁判官の権利を抑制し司法権を侵すと認められるのではないかと疑われるもの（それ故にこそ、一九三〇年に上院司法委員会が後のノリスの法案さらにノリス・ラガーディア法案と本質的に同じその小委員会作成の法案の合憲性について法務長官に問い合わせたのではないか——上院司法委員会のその処置に注目を怠つてはなるまい）を積極的に支持する気持にはなり得なかつたであろう。更に、そのような立法による不況下におけるストライキ（＝産業界の混乱）の増大を彼は恐れていたと見ていいだろう。彼はそのような法案を見て、その余りにも「広範囲にわたる規定」に戸惑い、その法案に對する議会の処置を静観し、最後まで態度を決めかねていたと思われる。

ノリスの研究者リチャード・ロウィット教授（ケンタッキー大学）は、ノリスの法案のようなものが一九三〇—三一年までに議會を通過しても大統領の署名拒否にあり可能性があつたと見ている。ノリス・ラガーディア労働争議差止命令法案が議會の承認を得たのが一九三二年三月十八日であつたのに、フーヴァーがそれに署名したのは五日後の三月二十三日であり、その五日間の遅延は彼の躊躇を物語つていられるだろうし——彼は三月二十一日に法務長官にその法案の合憲性について意見を求め二十三日までその回答を待つていたのであるが——、フーヴァーは署名を行った時、その法案についてなんのコメントも行わず、法案の中のいくつかの箇所の明確性を疑い他の部分に憲法に違反しているところがあるかも知れないと示唆しながら、憲法上の問題——その合憲性の問題は行政部にとつて決定を下すには余りに困難なことであると述べたミッチェル法務長官の書簡を公表し

ただけであつたということからも、彼は「洪々」その法案に署名したのだと考えられるだろう。ノリスは、フーヴァーは「非人道的で不条理な差止命令」を発したことで有名な判事を昇進させる方針をとっており、それがその法案に対する彼とミッチェル法務長官の本当の感情を表わしていると述べ、フーヴァーがたとえ署名を拒否しても両院はその法案を再び圧倒的多数で通過させ、彼の署名拒否を無効にすることは明白であつたので、フーヴァーは署名せざるを得なかつたのだと観察している。<sup>80</sup>しかし、われわれは、フーヴァーが組織労働者を裁判所の差止命令の濫用から保護したいと考えていただけでなく、労働者全般を保護しようと考えていたことを疑わない。

フーヴァーは、商務長官時代の初期、第一次世界大戦後の軍需景気の消滅によつて起こつた不況とともに労使紛争が発生し激化しようとしていた一九二一年に、「労使関係に対して進歩的な見解」を持つていると認められていた基幹産業家(スタンダード・オイル会社のA・C・ベッドファッド、U・S・ラバー会社のC・B・セイガ、ジェネラル・エレクトロトリック会社のC・A・コフィンなどを含む)との会議を開き、彼等がアメリカ労働総同盟のサムエル・ゴムパーズともつと友情のこもつた関係を樹立するよう提案したが、冷たい反応しか得られなかつたのである。<sup>81</sup>彼は、一九二二年夏、非現業の鉄道従業員が賃金引き下げ(前号三ページに述べたように一九二〇年の輸送法によつて設けられていた鉄道労働委員会=Railroad Labor Board)がその政府代表の委員の提案に基づき一九二一年にその裁定を行つた——ただし、同委員会の裁定は拘束力を持つておらず提案に過ぎないものであつたが)に反対して全国的なストライキを行つたのに対し、当時の法務長官ハリ・M・ドーハティが差止命令書を得てこれを行使しようとした時、フーヴァーは(回顧録によれば)「最も基本的な人権のその明白な侵害に憤慨し」て、ヒューズ国務長官(法律家。元最高裁判所陪席判事)の援助を取り付けた後、経済問題担当の閣僚として「その権利がある」として閣議でこの

問題を取り上げて抗議し、ヒューズによる法律面からの彼の抗議の立証を得てドーハティの顔色を失わしめ、ハーディング大統領にドーハティに対して差止命令を直ちに撤回するよう命じるようにさせたのである。<sup>22)</sup>労働者が生活を守るために行うストライキに対する妨害処置は排除されなければならないという彼の考えは、不況下において一そう強くなっていたのではないだろうか。また、彼は、個人的にであったが執拗に、鉄道会社から組合に有利な (Pro-union) 譲歩を絞ろうと努めたと言われている。<sup>23)</sup>

ここで、一九二六年の鉄道労働法 (Railway Labor Act of 1926) としてより一般的に知られているウォトソン・パーカー法 (Watson-Parker Act) に触れておく必要があるだろう。この法律は鉄道会社とその従業員との間の紛争の速やかな解決を得るために制定されたものであり、労働時間、賃金およびその他の労働条件に関する紛議を解決するための労使が平等に代表される調停委員会 (boards of adjustment) と、その委員会によって解決されないことおよびより重要な労使間の問題の解決を図るための全国調停委員会 (National Board of Mediation) を設けることにし (前記の鉄道労働委員会 = Railroad Labor Board は廃止)、全国調停委員会が紛争を解決することに失敗した場合は当事者に勧めて紛争を仲裁裁判所 (court of arbitration) に付託させることとし、この裁判所が解決することができない時は大統領は事情を調査し彼に報告を行うための緊急委員会を設ける権限を与えられるものとしたが、鉄道会社が調停委員会を設けることを怠ったため、鉄道における労使の紛争を速やかに解決させようとしたその法律の目的は達成されなかった。しかし、その法律は従業員がストライキを行う権利を否認しなかったばかりでなく、特に、団体交渉と、鉄道労働者が干渉や強制を受けずに自由に団結する自由意思による協約を奨励することを目標とし、雇い主に団体交渉を行うことを要求し、組合加入のために従業員を差別待遇しないよう

に要求した。<sup>24</sup> これらのことが鉄道業における労使関係だけのことであっても、この法律が労使間の問題を平和裡に解決させることを図りながら、労働者のストライキ権を否認せず、更に進んで労働者に団結権、組合加入の自由、団体交渉権などを保障しようとしたことは——それ自体でも、やがて他の産業の分野にも広げられるべき第一歩としても——注目に値するだろう。この法律の草案(法案)は、二人の労働組合の顧問弁護士ドナルド・リッチバーグとデイヴィッド・E・リエンソールとハーバート・フーヴァーによって起草されたのであり、フーヴァーは特にそのうち鉄道労働争議についての全国調停委員会の構想を樹てたと言われ自らもそう述べているが、法案起草者の一人として彼がその他の部分に異論を持っていたはずはなく、それどころか彼は早くから労働組合の必要と存在価値を認めて支持し——彼が一九〇九年に出版された著書(*Principles of Mining*)の中で労働組合を「無制限の資本家の団体に対する正常にして適当な防禦手段」として評価していることも注目に値するだろう——「労働者自身が選んだ代表者による団体交渉」を支持するものであった。<sup>25</sup>

個人の自由を尊重するとともに、労働組合を支持し、組合加入の自由(それも「個人の自由」に属すべきことであるが)や団体交渉権を保障しようとしたものが、「黄犬契約」を是認するはずはないだろう。それが「(労使間の)契約の自由」の名の下で法の保護を受けるべきものとされているか黙認されていることは、ノリス上院議員でなくとも、職を求めているもの或いは従業員が雇用条件について希望を述べる自由と権利を奪っていることになり、そのため「彼は彼の事実上の契約の自由を放棄し、自発的な隷属状態に大きな程度まで入って行く」のであり、そのような契約は「普通法の下での公共政策(*public policy*)に反する」と認められ、そのような契約が認められていれば「いかなる労働団体も存在することができない」ことになると考えられたからである。<sup>26</sup> 黄犬契



約は事実上「強迫あるいは強制」を受けて署名されるものであり、不況下の失業の不安の中では特にそうであるはずであった。フーヴァーは資本家と労働者の平衡力を考えるものであり（一九〇九年に出版された前掲書の中で見た通り）、合憲の確信が得られさえすれば、一そう黄犬契約の無効と禁止を望むはずのものであった。

レイ・ライマン・ウィルバーとアーサー・マスティック・ハイド両氏は、*The Hoover Policies* の中で、そのための証拠を少しも示さず、「大統領として、フーヴァーは労働争議における連邦裁判所での差止命令の使用を制限する法案の通過に大きな関心を持っていた。その法律はいわゆる『黄犬』契約を公共政策に反するものという宣言も行った。大統領は彼の法案署名に対して多くの抗議——そのうちのいくつかはその合憲性に異論を申し立てていた——を受けた。しかしミッチェル法務長官はその合憲性を通告し、大統領は満足の意を公けに表明して一九三二年三月十三日にそれに署名した……」と述べている（三月十三日とあるのはミスプリントである）が、フーヴァーの業績を高く評価しようとする余り彼の態度や処置についての叙述が誤まっているところはここで殊更指摘する必要はないだろう。しかし、彼の周囲の雇い主<sup>II</sup>資本家側の利益を考慮したものやその合憲性に疑いを持ったものの反対があったことは事実であろう。彼自身その合憲性について疑問をいだいていただろうが、その疑いをいだかせる程、そのことを考慮に入れなくとも、その規定が余りに広範囲にわたっていることを嫌い——労働者に余りにも大きな特権を与えることになりはしないか、労働者は枷<sup>かぎ</sup>をはめられた裁判所と雇い主の前で限りなくストライキを行うことになりはしないか、彼が図って来ていた労使の協調（恐慌が起こって間もなくフーヴァーは雇い主の代表者たちにロックアウトを行わないことを、労働者の代表たちにはストライキを行わないことを約束させたことを想起された）は破られ産業界はますます混乱するのではないかと恐れ、彼は迷いながらその法案に終始不明

確な態度をとっていたものと思われる。その法律は違憲の判決を受けることはなかったので合憲性についての彼の懸念は杞憂にすぎなかつたと一笑に付して差し支えないかも知れないが、ニュー・ディールの時代および特に第二次世界大戦終結後におけるストライキの激発は彼の心配が事実になって現われ、一九四七年にタフト・ハートリ労働関係法 (Taft-Hartley Labor-Management Relations Act) がトルーマン大統領の署名拒否を無効として制定されなければならぬことになったと見ていいだろう。

- (1) ブルマン・ストライキは連邦軍 (アメリカ合衆国軍) の出動と発砲によつて鎮圧されたことによつてアメリカの労働運動史上注目すべき事件であり、このストライキおよび差止命令の発令を含む連邦政府の干渉については参考文献は多岐に及ぶ。特に Ray Ginger, *The Bending Cross: A Biography of Eugene Victor Debs* (New Brunswick, N. J.: Rutgers University Press, 1949), Chap. 7, 及び Colston E. Warne (ed.), *The Pullman Boycott of 1894: The Problem of Federal Intervention* (Boston: D. C. Heath and Company, 1955) を見よ。

- (2) 拙稿「ウォルステン大統領の経済思想と立法計画 (三)——トラスト取締り強化について——」(本誌第二十八号、昭和四十四年三月)、七八一—九二〇頁および「ウォルステン大統領の経済思想と立法計画 (四)——農業および労働問題を中心として——」(本誌第二十九号、昭和四十四年九月)、六〇六—五二〇頁。Louis M. Hacker (ed.), *Major Documents in American Economic History* (Princeton, N. J.: D. Van Nostrand Company, Inc., 1961), Vol. II, pp. 45—46; U. S. Department of Labor, *A Brief History of American Labor Movement* (Washington, D. C.: U. S. Government Printing Office, 1970), p. 106.

- (3) U. S. Department of Labor, *op. cit.*, p. 108; Lawrence Henry Chamberlain, *The President, Congress and Legislation*, Vol. I, p. 160. また、同じ年、最高裁判所は、更じ *Truax v. Corrigan* 訴訟事件に対する判決の中

で、労働争議に対する差止命令を禁止、ピケティング（労働組合員が使用者の事業場の近くを巡回して、労働争議中であることを知らせたり、労働者がストライキに参加するよう説得したり、客が使用者の商品やサービスを買ったり用いたりしないよう呼びかけること）を許すアリゾナ州の法律をアメリカ合衆国憲法修正第十四条の法の正当な手続および法の平等な保護に関する規定に違反するとして無効と宣言した。Richard B. Morris (ed.), *Encyclopedia of American History*, Enlarged and Updated, p. 497; U. S. Department of Labor, *op. cit.*, p. 109.

- ④ Lawrence Henry Chamberlain, *op. cit.*, Vol. I, p. 160.
- ⑤ *Ibid.*, Vol. I, pp. 161—62, 163; Richard Lowitt, *George W. Norris: The Persistence of Progressive 1913—1933*, pp. 519—21.
- ⑥ Kirk H. Porter and Donald Bruce Johnson (comp.), *National Party Platforms, 1840—1960*, pp. 286, 275. 更に、団体交渉について、「一九二八年の共和党の政策綱領は「[共和]党は賃金契約の自由……労働者自身が選んだ特別の拘束を受けておらず責任を果たし得る代理人による団体交渉に賛成する」と述べ、民主党の政策綱領は「われわれは団体交渉の方式、および組織労働者は強制あるいは干渉を受けず自分たち自身の代表者を選ばなければならない」といふ民主党の根本方針に賛成する」と述べた。 *Loc. cit.*
- ⑦ *Ibid.*, pp. 279, 293.
- ⑧ Lawrence Henry Chamberlain Vol. I, *op. cit.*, p. 163.
- ⑨ *Ibid.*, p. 164; Howard Zinn, *LaGuardia in Congress*, p. 229; *Congressional Record*, 72 nd Cong., 1st Sess., March 8, 1932, pp. 5478—80, 5511.
- ⑩ Lawrence Henry Chamberlain, Vol. I, *op. cit.*, p. 165.
- ⑪ Louis M. Hacker (ed.), *op. cit.*, Vol. II, pp. 62—66.

フーヴァー大統領の不況対策 (二二三)

フーヴァー大統領の不況対策 (二十三)

⑧ Howard Zinn, *op. cit.*, p. 229.

⑨ Harris Gaylord Warren, *Herbert Hoover and the Great Depression*, pp. 191—92.

⑩ Lawrence Henry Chamberlain, *op. cit.*, Vol. I, p. 163.

⑪ *Ibid.*, p. 162.

⑫ Harris Gaylord Warren, *op. cit.*, p. 191.

⑬ フーヴァーは回顧録の中で、労働争議によって失われた労働日数は、労務省の調査による統計によれば、一九三〇年には二七三・〇万日であったが一九三一年には六三八・六万日に増加したと述べている。なお、一九二九年には九七・五万日にも上っていたが、それは「政府の勧めによって行われた労使間の「親善計画」<sup>フレンドシップ</sup>の「労使の」態度によって影響を受けていた」ためと彼は見ているが、更に一九三二年には一九三一年より僅かに増加して六四六・三万日に上った後、ローズヴェルト政権下では「治療策を見いだす代わりに労働争議を激励する」政策によって激増させられ、一九三三年には一六八七・二万日に（そのうちまだフーヴァー政権が続いていた一月と二月にそれぞれ二五・二万、一一・三万、合計三六・五万日——そのような激少はフーヴァーの落選に続く産業界の麻痺状態の中で労働者は失業を恐れて争議どころではなかったためではないだろうか）、一九三四年には一九五九・二万日に、一九三五年には一五四五・六万日に、一九三六年には一三九〇・二万日、一九三七年には二八四二・五万日に、一九三八年には九一四・八万日に、一九三九年には一七八一・二万日に、一九四〇年にも六七〇・一万日に上ったということを示してゐる。 Herbert Hoover, *The Memoirs of Herbert Hoover*: Vol. III, *The Great Depression 1929—1941*, pp. 46, 439; William Starr Myers and Walter H. Newton, *The Hoover Administration: A Documented Narrative*, p. 542. なお、フーヴァーは労働争議によって失われた労働日数の増大を、彼が署名して法律にしたノリスラガーディア労働争議差止命令禁止法によると述べるのは差し控えている。

- ② Richard Lowitt, *op. cit.*, p. 521.
- ③ *Ibid.*, pp. 525—26; Howard Zinn, *LaGuardia in Congress*, p. 230; *The State Papers and Other Public Writings of Herbert Hoover*, Vol. II, pp. 145—46.
- ④ Richard Lowitt, *op. cit.*, p. 526. Norman L. Zucker, *George W. Norris: Gentle Knight of American Democracy* (Urbana, Ill.: University of Illinois Press, 1966), p. 107 ㊦㊧㊨㊩。
- ⑤ Herman E. Krooss, *Executive Opinion: What Business Leaders Said and Thought 1920's—1960's*, p. 348.
- ⑥ Murray N. Rothbard, *American Great Depression*, p. 182; Herbert Hoover, *The Memoirs of Herbert Hoover*, Vol. II: *The Cabinet and the Presidency 1920—1933*, pp. 47—48.
- ⑦ Murray N. Rothbard, *op. cit.*, p. 182.
- ⑧ Michael Martin and Leonard Gelber (eds.), *Dictionary of American History*, pp. 660—61; U. S. Department of Labor, *op. cit.*, p. 109.
- ⑨ Murray N. Rothbard, *op. cit.*, p. 182; Herbert Hoover, *op. cit.*, Vol. II, pp. 107—08. F. R. N. ロスベード教授はフーヴァーの労働組合に友好的な態度を非難しているのである。彼は「その鉄道労働法—労使関係の集団化への巨大な第一歩—は僅か少数の先見の明ある鉄道会社によってと全国製造業者協会 (National Association of Manufacturers) によって反対された」と述べている。また、ロスベード教授は「一九二一年の大統領主宰の失業対策会議の際に製造業者委員会の雇用者たちが失業者の救済法として賃金率を引き下げることを勧めようと欲したがフーヴァーはこの勧告を握りつぶすことを主張して成功し、一九二〇年代半ば(一九二六年五月)には最低の賃金(—雇用増加・失業者の救済)と最も長い労働時間—最低の生産費と最大の利潤という「古い経済学」に反対し、公然と高い実質賃金と生活水準の上昇—購買力の増加と消費の拡大—生産の増加(と低価格と高利潤)—雇用の増加・失業者のフーヴァー大統領の不況対策 (二二三)

フーヴァー大統領の不況対策 (二二三)

消滅とらう」新しい経済学」あるいは「高賃金の福音」理論を説くにたった (Herbert Hoover, *op. cit.*, Vol. II, p. 108 参照) ことを指摘し、そのような彼の経済学と人間もなく大きな災いになることになったと述べている。

Murray N. Rothbard, *op. cit.*, pp. 182—83.

88 Gary Dean Best, *The Politics of American Individualism: Herbert Hoover in Transition, 1918—1921* (Westport, Conn.: Greenwood Press, 1975), pp. 41, 42; Ray Lyman Wilbur and Arthur Mastick Hyde, *The Hoover Policies*, p. 116.

89 Richard Lowitt, *op. cit.*, pp. 522—23 note.

90 Ray Lyman Wilbur and Arthur Mastick Hyde, *op. cit.*, p. 136. 両氏がフーヴァーの政策について述べる時ほとんど必ず彼の演説、書簡などを原文のまま詳しく掲げているが、この箇所はほとんどただ一つの例外と言っている。

一一

次に、「ボーナス・マーチ」(“Bonus Army”)または「ボーナス・マーチ」(“Bonus March”)或いは「ボーナス遠征軍」(“Bonus Expeditionary Force”=“BEF”)と呼ばれているものと、それに対するフーヴァーの態度と処置についてであるが、そのような「行進」とそれによって首都ワシントンで発生した事件の背景とそれが起こった事情については第六十三号一八一—二一ページに述べておいたので繰り返す述べることは避けたい。

一九三二年五月初めにオレゴン州ポートランドから第一次世界大戦従軍の退役軍人の特別補償金(第六十三号一八一—一九ページを見られよ)の全額即時現金支給を要求した首都ワシントンへの行進が始まり、続いて全国の多くの地からそのような行進が行われ、六月初めには八千人の「行進者」がワシントンに到着し、その数は日を追うて

増加したが、そのような「ボーナス・アーミー」の行進が行進を行った世界大戦従軍の地方在住の退役軍人自身の発想あるいは発意によるものであったかどうか疑わしい。フーヴァー政権中に起こった一つずつの事件のうちで「ボーナス・アーミー・デモ」事件 (Bonus Army demonstrations) ほど誤り伝えられたものはないと主張したフーヴァー大統領の秘書シーオドア・G・ジョスリンは、先ず、多数の世界大戦従軍の退役軍人が五月にその国のいろいろな地域からワシントンに行進し始めたのは、そのような退役軍人の特別補償金の全額（第六十三号の中で述べたように一九三二年二月にフーヴァーの署名拒否を無効にして制定された法律に基づいて政府から借りている場合は残額）を即時現金で支給する法律案を通過させようとしていた民主党議員たちのなんんか人が院外から圧力をかけさせようとして行った「招きによって」なされたのだと述べている。<sup>(1)</sup> 他方において、アメリカ共産党の指導者W・Z・フォスターは、一九三二年四月に下院歳入委員会でのその法案に関する聴聞会で労働者退役軍人連盟 (W. E. S. I.) の代表者たちがワシントンへの全国的な行進を呼びかけ、この組織を全国的に指導したのはエマニュエル・レーヴィン、ピーター・カッキオン、ジェイムズ・W・フォード等の著名な共産黨員であり、退役軍人はこの行進の呼びかけに大きな反応を示し、未組織の退役軍人が集団をなして全国いたるところからワシントンに流れ込み……と誇らしげに述べているが、アーサー・M・シュレジンジャー・ジュニア教授は「ボーナス・マーチ」は自発的に始まったものであり、共産主義者たちはそれを利用してあとからやって来たものであり、その指導者たちははっきりと反共産主義者であり、共産主義者たちはつきまとっていた少数者にすぎず、共産党が存在しなかったとしても「ボーナス・マーチ」は起こっていただろうと述べている。<sup>(2)</sup> しかし、シュレジンジャー教授は、それが事実であったとしても、民主党議員たちの「招き」によるものとは言わないだろうという

ことは、彼の著書がすべて悪いことはフーヴァーと共和党のせいにして、フーヴァーの政策や計画を決して正当に評価していいことから見て容易に想像できる。彼はフォスターのように「ボーナス・マーチ」を華々しい闘争として賞賛するものではないことは言うまでもない。共産党員が指導的役割を演じたとは多くの研究者も見えないが、<sup>(4)</sup>それを利用してワシントンで策動を行ったのは事実である。しかし、その数が問題でなく、彼等が加わっていたということと彼等が恐れられていたという事実の方が重要である。<sup>(5)</sup>

「行進者たち」は徒歩や自動車や汽車でワシントンに向ったが、途中の市や州の政府は彼等を早く他の市や州に出で行かせようとして条例や法律を無視して輸送手段を提供したと言われている。首府ワシントンに集まった「ボーナス・アーミー」の人員は明確でなく、最も多く見ているものは八万と述べているが、それほど多くなく、二万五千余りのものが六〇七月にワシントンに来ており(その間それくらいのもものが常時いたわけではない)、そしてその約半数が退役軍人であったと見るのが妥当のようであり、行進に加わったものの目的地に到着しなかったものが一万ないし一万五千いたようである。<sup>(6)</sup>そのようなワシントンへのデモ行進は先例がなかったことではない。一八九三年恐慌に続く不況の時期の間の一八九四年に、オハイオ州マシランのジェイコブ・S・コクシ(人<sup>#</sup>民党員<sup>ビュリスツ</sup>)が失業者を率いてワシントンに行進し、サンフランシスコ、ロサンジェルスを含む他の地域から行進を行ったものもあり、コクシは五億ドルの法定不換紙幣を発行して鉄道建設その他の事業を行い失業者を救済するよう議会に要求したことがあったが、この「コクシ・アーミー」(“Coxey Army”)に参加し或いは参加するためワシントンに到着したものは僅か四〇〇〇名であり(一〇〇〇名足らずともいわれている)、コクシほか二名の指導者が連邦議会議事堂の構内(芝生)に不法侵入したかどで逮捕され、「コクシ・アーミー」は解散した。<sup>(7)</sup>



「ボーナス・アーミー」はどのように簡単に解散しなかった。彼等が上下両院を通過しフーヴァーが署名することを要求していたパットマン法案は六月十五日に下院を通過したが（賛成一八名、反対一七六名、棄権または投票拒否四三名）、上院はその二日後その法案を否決してしまった（賛成一八名、反対六二名、投票を行わなかったもの一六名<sup>⑧</sup>）のに、多数のものが首都の周辺とくにアナコステイア川をへだてた平地に残留したのである。フーヴァーは、その法案が議会通过しないことが明らかになった時、特別補償金<sup>ナ</sup>を受けける資格のある本当の退役軍人に家に帰るに必要な汽車などの切符代を与えるため両院の関係委員会の委員長に一〇万ドルの特別支出を要求し、五〇〇〇名以上のものが援助を受けて首府を去ったが、なお多数のものが残っており、そのうちのかなりのものが（フーヴァーはその大多数がそうだったと述べているが）「じろつき」と<sup>⑨</sup>前科者「と」共産主義者」であり、多く見ても残留者の三分の一ぐらいのものが退役軍人であったようである。そのほか彼等の家族もいただろう。「ボーナス行進者」の目的はパットマン法を制定させることであつたので、その法案が議会で否決された後は彼等は首都やその近郊に留まっている理由はなかつたはずである。しかし、議会閉会（七月十六日）後も五千とも一万とも二万ともいわれている残留者がおり——そのうち約五〇〇名が共産黨員とその同調者——市中の空ビル、倉庫、建築中のビル、厩屋などを占拠し、市中をうろつき、治安上・衛生上好ましからぬ問題もあり、いよいよ正常な市民生活が乱されることになつた。<sup>⑩</sup>警察は公然と法と秩序が乱されるまで静観していた。

それより先、「ボーナス・アーミー」が各地で組織しつゝあつた頃、秘書のジョスリンが行進者たちが大統領に面会を求めるのは確実と予想し、そのような場合の彼の希望を予め確かめておきたいと思ひ、彼にたずねた時彼の返事は注目すべきものである。フーヴァーは退役軍人の面会を断らせようとしたに違ひないと思われるだ

ろうが、彼の返事は次の通りであった。「もし彼等が私に会う許可を君に求め、そして「彼等が」退役軍人であるのなら、彼等に私は彼等を代表する委員を歓迎すると告げなさい。ホワイト・ハウスを訪ねようとする時にはいつでも委員の任命をしなさい。私が受けた報告は行進者の中に多くの不満分子がいることを示している。そうであるかどうか私にはわからないが、私はいかなる共産党員も歓迎しないだろう。委員会は退役軍人で構成されなければいけない。われわれは行進者たちの中での退役軍人の比率を知らなければならない。」<sup>(1)</sup>

前日のフーヴァーの決定に従い七月二十八日に（それまでにまだ占拠されていない政府の建造物を占拠するために新たに約二〇〇名の退役軍人でない共産党員がニューヨークから派遣され増強されていた）財務省の役人が失業救済事業として新築のため取り毀し中の近くの政府の建物からそこを占拠していた「ボーンズ行進」参加者たちに退去を命じるのに警官を通じて行い、占拠者たちから煉瓦や棍棒で反抗され、警官の方が人数が少なく警官の中に負傷者がでたため、警官が発砲して二名を射殺するにいたったことから事態は警察力をもってしては収拾できないと思われるものに発展した。コロムビア特別区行政委員長L・H・ライクルダーファはフーヴァーに（類似の事態に際して市長が州知事に対して行うのと同じように）「コロムビア特別区において法と秩序を維持するために連邦軍の援助が与えられるよう」要請し、フーヴァーはそれを認め直ちに紛争地域に軍隊を入れるようハリー陸軍長官に命じた。フーヴァーの秘書ジョスリンは、フーヴァーがハリーに軍隊は小火器（ピストル、小銃など）も携帯せずに紛争地域に進入させられるべきであると要求しているのを聞いたと述べている（フーヴァーはクウェーカーであったことを想起されたい）。そのような要求は陸軍長官として応じられないことであつただろうが、ともかくフーヴァーはコロムビア特別区行政委員会の要請に従い、その範囲内で軍隊を用いることを考え、「ボーンズ軍」の野営

地を掻ぎ乱す必要を認めなかったので、ハリーに軍隊は川（アナコステア川）を越えないように命じた。その命令はハリーから陸軍参謀総長マッカーサー將軍に傳達された。なお、ハリーは、マッカーサーに与えた機密命令の中で、合衆国の軍隊を直ちに騒動の現場に進軍させ現在任務を担当しているコロムビア特別区警察隊と充分協力すること、被害地におけるすべての婦女子にあらゆる配慮と思いやりのある処置が与えられること、命令の正当な遂行に支障のないあらゆる人道的方法が用いられることと述べていた。

こうして、警官との衝突が続いてダグラス・マッカーサー陸軍参謀総長指揮の軍隊の出勤を見ることになったが、フーヴァーは、「一九三二年七月二十八日にダグラス・マッカーサー將軍によつてとられた処置を命じはしなかつた。マッカーサーは、陸軍参謀総長として、退役軍人たちをワシントン市外のアナコステア平地の中の彼等の主なキャンプ場リボーン・シティににくい止めておき、彼等をそこから追い出さないようにという大統領命令を故意に無視した。それどころか、戦車と催涙ガス、歩兵部隊と騎兵部隊にわけられた千名の軍人と機関銃部隊を用い、マッカーサーはこれらの連邦軍を自ら指揮し、ボーンズ遠征軍 (BEF) をその平地から駆逐し、野営地が炎上するにまかせた」のである。マッカーサーがフーヴァーの命令を無視したことは事実であるのに、非難は軍隊の出勤を命じたフーヴァーに集まっているのはなぜか。それより、フーヴァーがマッカーサーの命令違反をとがめなかつたこと、更に彼が回顧録の中でもマッカーサーを非難していないのはなぜか。〔本項未完〕

(1) Theodore G. Joslin, *Hoover Off the Record*, p. 262.

(2) W・Z・フォスター著、合衆国共産党史刊行委員会訳、『アメリカ合衆国共産党史』下巻（一九五四年、大月書店発行）、四〇七ページ。

フーヴァー大統領の不況対策（二二三）

フーヴァー大統領の不況対策 (二二三)

- ③ Arthur M. Schlesinger, Jr., *The Age of Roosevelt*, Vol. I: *The Crisis of the Old Order*, p. 519.
- ④ 松本 隆 'Roger Daniels, *The Bonus March: An Episode of the Great Depression*, p. 70 以下。
- ⑤ *Ibid.*, pp. 108—09.
- ⑥ *Ibid.*, p. 82.
- ⑦ Richard B. Morris (ed.), *op. cit.*, pp. 263—64; Charles Hoffman, *The Depression of the Nineties: An Economic History* (Westport, Conn.: Greenwood Publishing Corporation, 1970), pp. 68—69.
- ⑧ このころには第六十三号二〇一ニーンズ法がなされ、その際ニーンズ五行目と八行目の否決を可決と、同じく八行目の三日後(六月十八日)を二日後(六月十七日)と訂正をせよとされた。議記を参照しよう。
- ⑨ Herbert Hoover, *op. cit.*, Vol. III, p. 226; Harris Gaylord Warren, *op. cit.*, pp. 231—32; Donald J. Lisio, *The President and Protest: Hoover, Conspiracy, and Bonus Riot*, pp. 77 ff.
- ⑩ 「ホーナス・ブーラー」は「ナショナル・平地」での野営を黙認され、ロムビエ特別区警察長官(退役軍人)から種々な便宜を受け、ハンターマン法案が否決されるまでは全国各地から個人的な、また在郷軍人会の多くの地方支部を通じての資金援助を得ていたが、資金援助も途絶え、善良な退役軍人の多くが去ると、それまで維持されていた内部の秩序が乱れ、共産主義者の策動と暴動が発生する恐れをいじた。Roger Daniels, *op. cit.*, pp. 98, 102; Donald J. Lisio, *op. cit.*, pp. 76, 142, 146.
- ⑪ Theodore G. Joslin, *op. cit.*, pp. 263—64.
- ⑫ Theodore G. Joslin, *op. cit.*, pp. 266—68; Harris Gaylord Warren, *op. cit.*, p. 232; Edgar Eugene Robinson and Vaughn Davis Bornet, *Herbert Hoover: President of the United States*, pp. 234—35.
- ⑬ Joan Hoff Wilson, *Herbert Hoover: Forgotten Progressive*, pp. 161—62.